

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に当たり
教育委員会等の所管する施設等を利用することについて（周知）

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種において教育委員会等の所管する施設等を利用することについて、文部科学省から別添のとおり各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各都道府県知事へ通知されていますので、ご連絡します。

各都道府県におかれては、管内各市町村に対し、保健衛生部局と教育委員会で連携し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の会場確保に努められるよう周知をお願いします。なお、ワクチン接種会場として学校を使用するに当たっては、教育活動に支障がないよう配慮しつつ、学校等における児童生徒等との接触がなされないような動線の設定や、接種後の会場の消毒など、会場の特性に応じて、利用に当たって必要な対応に遺漏のないよう御配慮をお願いします。